（本號八面）　（明治廿五年三月十一日 遞信省認可）　明治二十六年十月七日　（定價金二錢五厘）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千七百八十號
明治廿六年十月七日　土曜日
舊曆癸巳八月廿八日（丁丑）
日出午前五時四十二分
日入午後五時十五分
月出午前二時四十一分
月入午後四時六分
滿潮午前三時十分
滿潮午後三時四十三分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金●一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一	日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津	一箇月	金拾三錢
二	南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國	一箇月	金六拾錢
三	北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋	一箇月	金三拾錢
四	香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲	一箇月	金六拾五錢
五	露領浦潮斯德、清國諸港	一箇月	金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

運動者の方針

有志者の運動と云ふことは近來の流行にして或は學校病院の設置を可否するあり或は烟突の存在を咎むるあり公平に傍より眺むれば往々その意を解せざることも少なからざれども人々銘々の所存は敢て一樣に制す可きにあらず唯我輩の餘處ながら心配する所は其運動の報酬如何に在るのみ運動元來無代價に非ず事柄によりては演說もし集會もし勸告もし請願もして中には永き日月に亘り容易に落着せざることさへありて當に勞力と時間とを要するのみならず金を費すことも亦案外なるに斯る勞費を辭せずして而して其結果は何の益する所ありしやと云へば茫々漠々恰も一場の夢にして殆んど見るに足るもの少なきのみか彼の府下芝區に於ける傳染病研究所を排斥したるが如きは寧ろ爲めに區內の繁昌を失ひ區民の營業上より云へば恰も手中の玉を棄たると一般にして酒興の散財にも如かざる樣の次第なれば我輩は敢て有志者に向て一切運動する勿れとは云はず何か利益ある事に付て充分の奔走盡力あらんことを勸告する者なり例へば頃日各地に於て種々の取引所を設立せんとするが如き又は鐵道の線路を我地方に引致せんとするが如き自から公私の利益に關して運動の理由も亦分明なれば當事者の注意勉強甚だ以て可なれども斯る有志運動流行の時代にも似ず彼の鐵道沿道地方の人々が文明の利器を擁しながら之を利用するの策を講せずして唯鐵道廳又は鐵道會社の爲す所に任せ不利不便と知りつゝ漫然看過するとは何事なるや既得の寶を空ふする者と云ふ可し此程より每度本紙に述べたる如く京濱鐵道の繁昌を以てして日々發車の度數は僅に每一時間一回の割合なりと云へば其以下に位する各地官私の鐵道が如何に不活潑なるやは推して知る可し公衆の不便利千言萬語も盡す可らざる中にも各停車場の近傍にて其地價當さに騰貴す可くして騰貴せず居民の營業當さに繁昌す可くして繁昌せず恰も寶の山に居て寶を見遁しにするが如き元はと云へば當業者が執務を緩慢にして專有の權を恣にするが故に外ならず例へば京濱間の鐵道にても其發車の度數を每十分間にもせんか、品川は申すに及ばず大森にても川崎にても鶴見にても乘客荷物の增加は勿論、東京橫濱より移住居の人を促して淋しき田舍も中人以上の居を定むると同時に面目を改め萬般の營業次第に繁昌するに隨て人口も增加し地價も騰貴し麥田變じて邸地町地面たる可きは又疑を容れず是れぞ眞實地方の利益にして日本國中各停車場の近傍にては熱心に議論す可き筈なるに彼の有志者なるものが未だ曾て之が爲めに一言を試みたることなしとは我輩の不審に堪へざる所なり西洋諸國にては鐵道の利を見るに二樣の點あり一は鐵道會社が運搬の働を以て直接に賃錢の收入を利するものと他の一方には直に鐵道の營業には關係せざれども其運輸交通の便利の爲めに沿道の繁昌を致す其繁昌の餘澤に浴して間接に利益を得るものと二者相密接して相離れず而して其間接の利益は恰も偶然の僥倖に似たれども潤澤の廣くして大なるは直接の利に優ること萬々なりと云ふ日本國人の未だ思ひ到らざる所なる可し空論に走る者は實利の所在を知らず我輩は唯地方有志者の民利に冷淡なるを驚くのみ

官報

○勅令

朕大隊區司令部條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十月五日
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百十號

明治二十一年勅令第二十九號大隊區司令部條例中「中佐若クハ」ノ五字ヲ削ル

勅令第百十號參照

勅令第二十九號大隊區司令部條例（明治二十一年五月十四日官報）抄錄

第一條　各大隊區ニ司令部ヲ置ク其職員左ノ如シ

司令官　中佐若クハ少佐
副官　大尉若クハ中尉
書記　下士
監視區長　曹長

朕陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年十月五日
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百十一號

陸軍定員令中左ノ通改正ス

一附表第十一號丁大隊區司令部定員表「中（少）佐」ヲ「少佐」ニ及乘馬ノ區欄「二」ヲ「一」ニ改ム

勅令第百十一號參照

勅令第二百六十七號陸軍定員令（明治二十三年十一月四日官報）抄錄

第十一號丁

大隊區司令部定員表

中（少）佐	乘馬	大（中）尉	下士
司令官一	二	副官一	一〇

備考　各大隊區副官全員四八ノ內八分ノ一ハ乘馬本分ノ者ヲ以テ充ツルコトヲ得

○宮內省達乙第六號

華族

現在ノ家令家扶家從又ハ其名稱ヲ付セサルモ同樣ノ事務ニ從事セシムル者ノ姓名住所生年月ヲ取調ヘ本月三十日迄ニ爵位局ヘ屆出ヘシ

其屆出ヲ爲シタル後命免改姓名轉居ヲ爲タルトキハ仍其都度屆出ヘシ

明治二十六年十月六日
宮內大臣子爵土方久元

○司法省告示第五十一號

來ル十日ヨリ左ノ出張所ヲ開廳ス

明治二十六年十月六日
司法大臣芳川顯正

東京地方裁判所管內
芝區裁判所蒲田出張所　下谷區裁判所上練馬出張所
金澤地方裁判所管內
金澤區裁判所美川出張所　大聖寺區裁判所動橋出張所
高濱區裁判所南大海出張所
松山地方裁判所管內
松山區裁判所中山出張所　八幡濱區裁判所三瓶出張所
西條區裁判所新立出張所　今治區裁判所菊間出張所
今治區裁判所津倉出張所　宇和嶋區裁判所土居出張所
宇和嶋區裁判所三嶋出張所
名古屋地方裁判所管內
一宮區裁判所太田嶋出張所　津嶋區裁判所井和出張所
岡崎區裁判所豐岡出張所　西尾區裁判所橫須賀出張所
豐橋區裁判所蒲郡出張所　新城區裁判所本鄕出張所
松江地方裁判所管內
松江區裁判所本庄出張所　松江區裁判所母里出張所
今市區裁判所田岐出張所　濱田區裁判所今市出張所
佐賀地方裁判所管內
佐賀區裁判所尼寺出張所　佐賀區裁判所蓮池出張所
佐賀區裁判所西尾出張所　武雄區裁判所鳥海出張所
唐津區裁判所有浦出張所　伊萬里區裁判所大川出張所

○第二豫備金支出

明治二十六年度第二豫備金支出

第十八回　獸疫費

一金六百九十六圓五十六錢八厘

大坂府下ニ於テ牛疫再發ニ付之カ豫防費ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月三日勅裁ヲ得タリ

明治二十六年十月六日
大藏大臣渡邊國武

雜報

○支那人拒絕令

華盛頓九月十一日發の報知に云く若しも施政部が果して支那人拒絕令に就て一定の意見あるものとすれば同令が近來の進行には實に解す可らざるものあり施政部は又もや其方向を變じたり前週間には此法令强行の議決を爲して置きながら今又急に此決議を變じて支那人の當國に居ることゝなりたるこそ怪しけれ唯今の趣向は國會が支那人拒絕令を廢止するか又は變更する所の議決を爲さんことを待ち居るに在り大審院長オンレー氏は合衆國中の總べての支那人放逐掛官吏へ令を傳へて拒絕令執行は華盛頓府より反對なる特別命令の來るまでは中止すべしと云へり然れども此命令は既に拘留されたる者へは適用さるゝにあらず又議決は上院に於ては未定なるがギーレット氏議案に據りて新任在米支那公使は國務卿グレシャム氏は下院に於て此議案を可決し支那人登記を千八百九十四年まで延期することに就て國會が議決すべき旨、同公使へ語りたるが其延期に付ての條件のものは第一には支那政府が合衆國に反對せざること第二には若しも支那人にして登記を怠りたるものあらば政府は支那に在る合衆國領事に其旨を通知すべき次第を示したり

○備伯鐵道敷設

比較線あり一兩年前より岡山縣に在りて其敷設を企てしが倉敷線主唱者の事業を恐れて倉敷線主唱者に對して反對せしめし旨は前號に記せしがその後倉敷線主唱者の運動も見え今回備伯鐵道期成同盟會は去る何日岡山縣倉敷町に於て會を開き委員を撰定せしが其委員は何某太郎、野崎定次郎其他にして此の外に派出する委員の部分は山陽鐵道及兒嶋鐵道の連絡に達するものにて工費は何十六圓餘の豫定に決したりと云ふ

○上海の商況

り同港に於ける商況は相變はらず強氣の直にて四千包許賣るに日本に於て綿かば綿花商は殊の附し居るものゝ如に各綿繰場も運轉は相場に拘はらず曇天勝なれば旁々の爲めその相場を

●綿絲

特別二牌　頭門二牌
通州　上等　中等
器械綿　南市　北市
黃綿　器械　手綿

海產物の內にて刻●市場の取引は相變着の分は直に手合日本に於て漸次騰正反對なる有樣には兎角不進の姿に●海老上等品は相應行相場下値ひ一左ば左の如し

百斤に付
昆布
刻昆布
六百打に
鯣
寸